

相続人代表者指定（変更）届兼固定資産現所有者申告書

提出する日付をご記入ください。

令和 7年 7月 1日

市川三郷町長 殿

相続人 (現所有者)	住 所	氏 名 生年月日	被相続人 との続柄	法定 相続分
	市川三郷町市川大門 1790-3	市川 花子 ⑩ 昭和 元年 2月24日	妻	1/2
	市川三郷町市川大門 1790-3	市川 太郎 ⑩ 昭和29年 5月15日	長男	1/4
	市川三郷町上野 2714-2	三郷 一子 ⑩ 昭和33年11月 3日	長女	1/4
		年 月 日 ⑩		

被相続人に係る税関係書類を受領する場合及び被相続人が固定資産を所有している場合、それぞれチェックを入れてください。

亡くなられた方の相続人についてご記入ください。また、印鑑については認印でも大丈夫です。

該当する指定届及び申告書の□にチェックを入れてください。

<input checked="" type="checkbox"/> 相続人代表者指定届	被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付に関する書類を受領する代表者として、次の地方税法第9条の2第1項の規定に
<input checked="" type="checkbox"/> 固定資産現所有者申告書	市川三郷町税条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する現所有者を次のとおり申告します。

上記の相続人のうち、代表者をご記入ください。

相続人代表者 (現所有者代表者)	住 所	市川三郷町市川大門 1790-3		
	フリガナ	イチカワ タロウ	生年月日	昭和29年 5月15日
	氏 名	市川 太郎 ⑩	電話番号	055-272-1101

被相続人 (死亡者)	住 所	市川三郷町市川大門 1790-3		
	フリガナ	イチカワ イチロウ	死亡年月日	令和7年 7月 1日
	氏 名	市川 一郎	備 考	

事務処理欄

宛名番号	世帯番号	回 覧
受付印		
	目	
	<input type="checkbox"/> 国民健康保険税	

亡くなられた方についてご記入ください。

注意事項

1 死亡された方の町税等について

死亡された方の町税等につきましては、死亡された方の相続人に納税義務が継承されます。この相続人とは、民法の規定によって相続人となった方々をいいます。

相続人は、町へ「相続人代表者指定（変更）届兼固定資産現所有者申告書」を提出していただきます。この「相続人代表者指定（変更）届兼固定資産現所有者申告書」は、死亡された方の町税に関する書類を代表して受領する方を町へ報告していただくものであり、相続する資産の相続権を決定するものではありません。また、死亡された方の所有する土地等がある場合については、相続登記が済むまで暫定的に現所有者代表者の方に納付をしていただきます。

「相続人代表者指定（変更）届兼固定資産現所有者申告書」は、なるべく早く町税務課へ提出して下さい。なお、相当の期間、この届出が提出されない場合は、町が相続人の一人を「相続人代表者（現所有者代表者）」として指定し、その旨を通知させていただきます。

2 死亡したときの各税の注意点

(1) 固定資産税

固定資産税の納税義務者は、原則として固定資産の所有者です。その方が死亡された場合、所有者（納税義務者）の変更が必要となりますので、法務局にて相続登記をしてください。法務局にて登記後には町税務課にて所有者の変更をいたします。

(2) 軽自動車税

死亡された方が、軽自動車及びバイクを所有していた場合、もう使用しないということであれば廃車の手続きを、相続人や他の方に譲る場合は名義変更の手続きを必ずお願いします。

(3) 町県民税（住民税）

町県民税は、死亡の日が賦課期日（1月1日）より前か後かで、扱いが異なります。

例えば、令和7年1月1日以前に死亡された場合、令和7年度の住民税は課税されません。令和7年1月2日以降に死亡された場合、令和6年中に所得のあった方は令和7年度の住民税が課税されることとなります。また、市川三郷町に家屋を有する方が亡くなられた際、町外の方が所有者となられた場合は家屋敷課税（住民税の均等割）がかかります。

3 記載上の注意

(1) 法定相続人となる親族の順位

配偶者は常に相続人となります。その他の親族は、以下の順位で相続人となります。

第1順位：子（子が死亡している場合は孫）

第2順位：子や孫がいないときには、直系尊属（父母）が相続人となります。

第3順位：子、孫及び直系尊属（父母）がいないときは、兄弟姉妹等が相続人となります。

(2) 相続放棄等について

限定承認、相続放棄をした方は家庭裁判所の証明書の写しを添付してください。

(3) 相続登記等について

この届（申告）は、相続登記や相続税の申告とは関係ありませんのでご注意ください。